

の他の機能テストの「2」の所定点数を加算する。

- (3) 膀胱尿道ファイバースコープについては、ファイバースコープを用いた前部尿道から膀胱までの一連の検査を含むものとする。

なお、ファイバースコープ以外の場合の膀胱鏡検査のみ又は尿道鏡検査のみでは所定点数は算定できない。

#### D 3 1 8 尿管カテーテル法（両側）

尿管カテーテル法は、ファイバースコープを用いて尿管の通過障害、結石、腫瘍等の検索を行った場合に算定できるもので、同時に行う区分「D 3 1 7」膀胱尿道ファイバースコープを含む。

なお、ファイバースコープ以外の膀胱鏡による場合には算定できない。

#### D 3 1 9 腎盂尿管ファイバースコープ（片側）

腎盂尿管ファイバースコープの所定点数には、ファイバースコープを用いた前部尿道から腎盂までの一連の検査を含む。

#### D 3 2 0 ヒステロスコピー

ヒステロスコピーに際して、子宮腔内の出血により子宮鏡検査が困難なため、子宮鏡検査時の腔内灌流液を使用した場合における薬剤料は、区分「D 5 0 0」薬剤により算定する。ただし、注入手技料は算定しない。

#### D 3 2 5 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法

- (1) 造影剤を使用した場合においても、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。

- (2) 検査を実施した後の縫合に用する費用は、所定点数に含まれる。

#### 第4節 診断穿刺・検体採取料

- 1 各部位の穿刺・針生検においては、同一部位において2か所以上行った場合にも、所定点数のみの算定とする。

- 2 診断穿刺・検体採取後の創傷処置については、区分「J 0 0 0」創傷処置として翌日より算定できる。

- 3 同一日に実施された下記に掲げる穿刺と同一の処置としての穿刺については、いずれか一方のみ算定する。

- (1) 脳室穿刺
- (2) 後頭下穿刺
- (3) 腰椎穿刺、胸椎穿刺又は頸椎穿刺
- (4) 骨髄穿刺
- (5) 関節穿刺
- (6) 上顎洞穿刺並びに扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺
- (7) 腎嚢胞又は水腎症穿刺
- (8) ダグラス窩穿刺
- (9) リンパ節等穿刺
- (10) 乳腺穿刺
- (11) 甲状腺穿刺

- 4 区分「D 4 0 9」リンパ節等穿刺又は針生検から区分「D 4 1 3」前立腺針生検法までに掲げるものをCT透視下に行った場合は、区分「E 2 0 0」コンピューター断層撮影の所定点数を別途算定する。ただし、第2章第4部第3節コンピューター断層撮影診断料の通則2に規定する場合にあっては、通則2に掲げる点数を算定する。

#### D 4 0 0 血液採取

血液採取に係る乳幼児加算は、「1」の静脈及び「2」のその他のそれぞれについて加算す

るものである。

#### D 4 1 2 経皮的針生検法

経皮的針生検法とは、区分「D 4 0 9」、「D 4 1 0」、「D 4 1 1」及び区分「D 4 1 3」に掲げる針生検以外の臓器に係る経皮的針生検をいう。

なお、所定点数には透視（C T透視を除く。）、心電図及び超音波検査が含まれており、別途算定できない。

#### D 4 1 4 内視鏡下生検法

「1臓器」の取扱いについては、「D 1 0 1」病理組織顕微鏡検査に準ずる。

#### D 4 1 5 経気管肺生検法

(1) 経気管肺生検法と同時に行われるエックス線透視に係る費用は、当該検査料に含まれる。  
また、写真診断を行った場合は、フィルム代のみ算定できるが、撮影料、診断料は算定できない。

(2) 経気管肺生検法は、採取部位の数にかかわらず、所定点数のみ算定する。

(3) 区分「D 3 0 2」に掲げる気管支ファイバースコープの点数は別に算定できない。

#### D 4 1 6 臓器穿刺、組織採取

「2」の開腹による臓器穿刺、組織採取については、穿刺回数、採取臓器数又は採取した組織の数にかかわらず、1回として算定する。

#### D 4 1 9 その他の検体採取

(1) 「1」の胃液・十二指腸液採取については、1回採取、分割採取にかかわらず、この項の所定点数により算定するものとし、ゾンデ挿入に伴いエックス線透視を行った場合においても、エックス線透視料は、別に算定しない。

(2) 「2」の胸水・腹水採取の所定点数には、採取及び簡単な液検査（肉眼的性状観察、リバルタ反応、顕微鏡による細胞の数及び種類の検査）の費用が含まれる。

なお、塗抹染色顕微鏡検査を行った場合は、区分「D 0 1 7」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により、細胞診検査を行った場合は、区分「D 1 0 2」細胞診検査により、血液化学検査を行った場合は、区分「D 0 0 4」穿刺液・採取液検査の「1 6」その他により算定する。

(3) 人工腎臓、人工心肺等の回路から動脈血採取を行った場合の採血料は算定できない。